

平成 20(2008)年 11 月 14 日

独立行政法人都市再生機構

平成 20 年度独立行政法人都市再生機構事業評価

監視委員会の開催等について

独立行政法人都市再生機構では、平成 20 年 10 月 14 日に平成 20 年度第 1 回事業評価監視委員会を開催しましたので、その開催概要等についてお知らせいたします。

お問い合わせは下記へお願いします。

【事業評価について】

本社 業務企画部 事業監理室
(電話) 045-650-0384

【事業実施基準適合検証について】

本社 業務企画部 コーディネート推進チーム
(電話) 045-650-0465

本社 カスタマーコミュニケーション室 報道担当
(電話) 045-650-0887

——— 街に、ルネッサンス ———



UR 都市機構

平成 20 年度独立行政法人都市再生機構事業評価監視委員会の開催等について

1. 平成 20 年度第 1 回事業評価監視委員会の開催概要

(1) 開催日等

- ① 日 時：平成 20 年 10 月 14 日（火） 15:00～18:20
- ② 開催場所：独立行政法人都市再生機構 新宿アイランドタワー 15 階大会議室

(2) 事業評価監視委員会委員

- ・井上 繁 (常磐大学コミュニティ振興学部長)
- ・岩沙 弘道 (新任) (三井不動産株式会社社長)
- ・岸井 隆幸 (日本大学理工学部教授)
- ・黒川 洸 (東京工業大学名誉教授)
- ・定行 まり子 (新任) (日本女子大学家政学部教授)
- ・杉浦 浩 (株式会社セントラルプラザ代表取締役社長)
- ・高橋 潤二郎 (慶應義塾大学名誉教授)
- ・巽 和夫 (京都大学名誉教授)
- ・奈良 道博 (弁護士)

なお、井上委員は欠席。

(3) 議事

- ① 本委員会の審議内容等について
- ② 委員長選任等
- ③ 審議事項の説明
 - ・再評価実施事業の対応方針案について…【別紙 1】(1)のとおり
 - ・事後評価対象地区の抽出について…【別紙 1】(3)のとおり
- ④ 審議
- ⑤ 意見具申
- ⑥ 都市再生事業実施基準の適合検証結果について…【別紙 2】のとおり
 - ・審議
 - ・意見具申

(4) 議事概要

- ① 本委員会の審議内容等について
今回の審議事項の概要について説明を行った。

② 委員長選任等

平成 20 年 7 月 1 日付けの事業評価監視委員会委員の改選に伴い、独立行政法人都市再生機構事業評価監視委員会規程第 4 条第 3 項の規定に基づき、委員の互選により、異委員が今期の委員長として選任された。また、異委員長から黒川委員並びに高橋委員を委員長代理とする指名があった。

③ 審議事項の説明

・ 再評価実施事業の対応方針案について

再評価実施事業 31 件に関して、事業目的、事業の実施環境等の概要、対応方針案及び対応方針案決定の理由について、都市機構から説明した。

・ 事後評価実施事業の抽出について

今年度の事後評価実施事業の対象 43 件のうち、事後評価実施事業の候補として提案する 4 事業について、都市機構から説明した。

④ 審議及び意見具申（審議結果）

上記の説明が行われたのち、「再評価実施事業の対応方針案について」は【別紙 1】(1)のとおり、また、共通意見として【別紙 1】(2)のとおり意見具申があった。

「事後評価実施事業の抽出について」は【別紙 1】(3)のとおり、機構提案どおり了承された。

⑤ 都市再生事業実施基準の適合検証結果について

都市再生事業実施基準の適合検証対象事業 2 件に関して、事業の実施概要等及び適合検証結果について、都市機構から説明した。

⑥ 都市再生事業実施基準の適合検証に係る審議及び意見具申（審議結果）

上記の説明が行われたのち、【別紙 2】のとおり、対象事業に係る意見具申があった。

2. 再評価実施事業の対応方針

(平成 20 年 11 月 12 日 都市機構にて決定) …【別紙 3】のとおり

3. 事業評価監視委員会提出資料等の公開

平成 20 年 11 月下旬を目途に都市機構支社等にて閲覧に付す。

以 上

【別紙 1】

平成20年度第1回事業評価監視委員会の審議の概要

(1) 再評価実施事業の対応方針とそれに対する委員会の意見

地区名	所在地	対応方針案	左記に対する 事業評価監視 委員会の意見
		理由及び事業中止に伴う事後措置の内容	
浦和東部第二地区 〔特定土地区画整理 事業〕	埼玉県 さいたま市	事業継続 〔理由〕 ・平成25年度工事完了に向け、着実に事業が進捗していること、地区のほぼ全域が埼玉高速鉄道浦和美園駅の徒歩圏であり、平成18年4月のまちびらき以降、民有地を含めて整備済エリアでの商業施設、住宅の立地が進んでおり、今後も一定の宅地需要が見込まれることから「事業継続」	対応方針案のとおり
岩槻南部新和西地区 〔特定土地区画整理 事業〕	埼玉県 さいたま市	事業継続 〔理由〕 ・地権者調整に時間を要したことから、今後事業期間の延伸が予定されるものの、着実に工事が進捗していること、地区の過半が埼玉高速鉄道浦和美園駅から徒歩圏域であり、隣接する浦和東部第二地区において、平成18年4月のまちびらき以降、市街化が進んでおり、一定の宅地需要が見込まれることから「事業継続」	対応方針案のとおり
葛城地区 〔一体型特定 土地区画整理事業〕	茨城県 つくば市	事業継続 〔理由〕 ・事業期間を1年短縮する事業計画変更手続き中であり、平成25年度工事完了に向けて事業が着実に進捗していること、つくばエクスプレスの開業、今秋の大規模商業施設開業、平成22年春のつくば市新庁舎開庁等、筑波研究学園都市の副都心として市街化が進んでおり、今後も一定の宅地需要が見込まれることから「事業継続」	対応方針案のとおり
萱丸地区 〔一体型特定 土地区画整理事業〕	茨城県 つくば市	事業継続 〔理由〕 ・需要動向に対応した大街区化及び事業期間を1年短縮する事業計画変更を行い、平成25年度工事完了に向けて事業が着実に進捗していること及びつくばエクスプレスの開業、駅周辺の市街化が進んでおり、今後も一定の宅地需要が見込まれることから「事業継続」	対応方針案のとおり

<p>かつらぎ かやまる 葛城・萱丸地区 (谷田川(谷田川・蓮沼川・高岡川)) 〔住宅市街地 基盤整備事業補助〕</p>	<p>茨城県 つくば市 つくば みらい市</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・当該事業は葛城、萱丸地区開発に伴う谷田川への流出増に対応するための河川改修。平成13年9月に茨城県において河川整備計画が策定され、同計画に位置付けられている。治水効果が期待でき、住宅宅地の供給促進に寄与する。残事業も平成24年度完了予定であることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>ものい 物井地区 〔特定土地区画整理 事業〕</p>	<p>千葉県 四街道市</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・地権者調整等に時間を要したため、前回再評価時から事業計画を変更し、事業期間を延長したが、平成25年度工事完了に向けて事業が着実に進捗していること、当地区内への商業施設の立地等による利便性の向上により、着実に市街化が進んでいるとともに、物井駅への快速停車による都心直通化や東関東自動車道四街道インターチェンジへの近接性により、今後も一定の宅地需要が見込まれることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>ちばほくぶ 千葉北部地区 〔新住宅市街地開発 事業〕</p>	<p>千葉県 船橋市 印西市 白井市 印旛郡 本埜村 印旛村</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・前回再評価に基づき、印西牧の原駅周辺における特定業務施設用地の公益的施設用地等への転換、千葉ニュータウン中央駅・印西牧の原駅の北部エリア等における一般住宅用地の大街区化、需要に柔軟に対応可能な複合的土地利用の導入等の土地利用計画見直し等の事業計画変更済(平 16.3、平 19.11)。 ・その結果、印西牧の原駅周辺には、大規模商業施設が集積した。 ・平成25年度工事完了に向け、着実に事業が進捗していること、成田新高速鉄道開業(平成22年度予定)による都心及び成田空港へのアクセス向上や北千葉道路等の広域インフラの整備進捗による利便性向上により、今後も一定の宅地需要が見込まれることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>ちばほくぶ 千葉北部地区 (5駅圏広場) 〔住宅市街地基盤整備 事業〕</p>	<p>千葉県 白井市 印西市</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・当該施設は住宅宅地事業に関連して緊急に整備することが必要なものであり、かつ、その実施により良好な住宅及び宅地の供給促進に寄与するものであることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>

<p>ちばほくぶ 千葉北部地区 (7 駅圏広場) 〔住宅市街地盤整備 事業〕</p>	<p>千葉県 印西市 印旛郡 本埜村</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・当該施設は住宅宅地事業に関連して緊急に整備することが必要なものであり、かつ、その実施により良好な住宅及び宅地の供給促進に寄与するものであることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>ちばほくぶ 千葉北部地区 (7 駅圏電気・電話・CATV) 〔住宅市街地盤整備 事業〕</p>	<p>千葉県 印西市 印旛郡 本埜村</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・当該施設は住宅宅地事業に関連して緊急に整備することが必要なものであり、かつ、その実施により良好な住宅及び宅地の供給促進に寄与するものであることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>ちばほくぶ 千葉北部地区 (1～3 駅圏道路) 〔住宅市街地盤整備 事業〕</p>	<p>千葉県 白井市 船橋市</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・当該施設は住宅宅地事業に関連して緊急に整備することが必要なものであり、かつ、その実施により良好な住宅及び宅地の供給促進に寄与するものであることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>ちばほくぶ 千葉北部地区 (8 駅圏道路) 〔住宅市街地盤整備 事業〕</p>	<p>千葉県 印旛郡 印旛村</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・当該施設は住宅宅地事業に関連して緊急に整備することが必要なものであり、かつ、その実施により良好な住宅及び宅地の供給促進に寄与するものであることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>ちばほくぶ 千葉北部地区 (8 駅圏下水道) 〔住宅市街地盤整備 事業〕</p>	<p>千葉県 印旛郡 印旛村</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・当該施設は住宅宅地事業に関連して緊急に整備することが必要なものであり、かつ、その実施により良好な住宅及び宅地の供給促進に寄与するものであることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>ちばほくぶ 千葉北部地区 (8 駅圏広場) 〔住宅市街地盤整備 事業〕</p>	<p>千葉県 印旛郡 印旛村</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・当該施設は住宅宅地事業に関連して緊急に整備することが必要なものであり、かつ、その実施により良好な住宅及び宅地の供給促進に寄与するものであることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>ちばほくぶ 千葉北部地区 (8 駅圏電気・電話・CATV) 〔住宅市街地盤整備 事業〕</p>	<p>千葉県 印旛郡 印旛村</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・当該施設は住宅宅地事業に関連して緊急に整備することが必要なものであり、かつ、その実施により良好な住宅及び宅地の供給促進に寄与するものであることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>

<p>ちばほくぶ 千葉北部地区 (千葉NT関連道路 県道船橋印西線) 〔関連公共施設整備 事業〕</p>	<p>千葉県 八千代市 印西市</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・千葉北部地区の広域幹線道路網を形成する重要な道路であり、当該地区と国道16号の連結による宅地供給促進に不可欠である。全体の3/4が供用済みであり、残区間も平成21年度完了予定であることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>ちばほくぶ 千葉北部地区 (千葉NT関連街路 3・1・1、3・1・2) 〔関連公共施設整備 事業〕</p>	<p>千葉県 白井市 船橋市 印西市 印旛郡 本埜村 印旛村</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・千葉北部地区の広域幹線道路網を形成する重要な道路であり、都市再生プロジェクトとしても位置づけられた道路及び当該地区の骨格を形成し住宅供給促進に不可欠である。成田空港方面へのアクセス向上及び当該地区内の交通混雑緩和に寄与する。残区間も着実に進捗中であることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>ちばほくぶ 千葉北部地区 (千葉NT関連街路 3・3・4、3・3・5) 〔関連公共施設整備 事業〕</p>	<p>千葉県 白井市 船橋市 印西市</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・千葉北部地区の幹線道路ネットワークを構成する重要な道路であり、当該地区の宅地供給促進に寄与する。全体の1/2供用済み(今年度末で全体の2/3が供用予定)であり、残区間も平成21年度完了予定であることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>ちばほくぶ 千葉北部地区 (千葉NT関連街路 3・3・6) 〔関連公共施設整備 事業〕</p>	<p>千葉県 印西市 印旛郡 本埜村 印旛村</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・千葉北部地区の幹線道路ネットワークを構成する重要な道路であり、当該地区の宅地供給促進に寄与する。全体の3/4が供用済みであり、残区間も平成21年度完了予定であることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>ちばほくぶ 千葉北部地区 (神崎川(上流)) 〔関連公共施設整備 事業〕</p>	<p>千葉県 白井市</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・当該事業は千葉北部地区開発に伴う神崎川への流出増に対応するための河川改修。平成19年7月に千葉県において河川整備計画が策定され、同計画に位置付けられている。治水効果が期待でき、住宅宅地の供給促進に寄与する。残事業も平成23年度完了予定であることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>

<p>ちばほくぶ 千葉北部地区 (亀成川(上流)) 〔関連公共施設整備 事業〕</p>	<p>千葉県 印西市</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・当該事業は千葉北部地区開発に伴う亀成川への流出増に対応するための河川改修。平成19年7月に千葉県において河川整備計画が策定され、同計画に位置付けられている。治水効果が期待でき、住宅宅地の供給促進に寄与する。残事業も平成23年度完了予定であることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>ちばほくぶ 千葉北部地区 (大森川) 〔関連公共施設整備 事業〕</p>	<p>千葉県 印西市</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・当該事業は千葉北部地区開発に伴う大森川への流出増に対応するための河川改修。平成19年7月に千葉県において河川整備計画が策定され、同計画に位置付けられている。治水効果が期待でき、住宅宅地の販売促進に寄与する。残事業も平成22年度完了予定であることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>うつのみや 宇都宮テクノポリス センター地区 〔土地地区画整理事業〕</p>	<p>栃木県 宇都宮市</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・地権者調整等に時間を要したため、前回再評価時から事業計画を変更し、事業期間を延長したが、平成23年度の工事完了に向けて着実に事業が進捗していること、地区内の幹線道路の供用開始や商業施設等の立地により、利便性が高まっており、今後も一定の宅地需要が見込まれることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>なかね こんだい 中根・金田台地区 〔特定土地地区画整理事業〕</p>	<p>茨城県 つくば市</p>	<p>事業継続</p> <p>〔理由〕 ・前回再評価に基づき、国指定史跡を含む地区の3割にあたる56haを公園的空間とする土地利用計画に見直し、工事費削減を図った上で、平成16年度に事業計画認可。 ・平成19年度にオオタカの営業が確認されたが、保護方策の検討を進めた結果、平成25年度工事完了の目処がたったこと、また、つくばエクスプレス開業、隣接するテクノパーク桜の市街化が順調に進んでいること及び「緑住農一体型住宅地」の推進による良好な住環境イメージの地区全体への波及等により、一定の宅地需要が見込まれることから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>

<p>なじお 名塩地区 〔新住宅市街地開発事業〕</p>	<p>兵庫県 西宮市</p>	<p style="text-align: center;">事業継続</p> <p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回再評価に基づき、特定業務施設用地の公益的施設用地への転換、一般住宅用地の大街区化などの事業計画変更手続きを完了（平17.12）。 ・地区全域の公共施設整備が概ね完了していること、地区南部は市街化熟成しており、地区北部においても民間事業者の段階的な住宅地の取得意向があり、今後も一定の宅地需要が見込まれることから「事業継続」 ・なお、地区北部における公共施設整備のため、今後事業期間の延伸を予定する。 	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>きづちゅうおう 木津中央地区 〔特定土地区画整理事業〕</p>	<p>京都府 木津川市</p>	<p style="text-align: center;">事業継続</p> <p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回再評価に基づき、事業の早期完了を目指すため、地区面積の概ね4割のエリアにおいて、現況を残す区域を設定した土地利用計画に見直し、工事費の削減を図った上で事業計画変更を手続き中。 ・また、平成15年に確認されたオオタカの営巣については、隣接する木津北地区においてオオタカの生息環境を機構が整えた結果、平成20年春に営巣が確認され、当地区内においては平成18年から3営巣期にわたり営巣が確認されなかったことから、専門家の意見等も踏まえ、今年度より地区東側においても工事を展開（平20.8公表）。 ・上記の結果、平成25年度工事完了の目処がたったこと、JR木津駅東口の新設及びアクセス道路の整備等による利便性の向上及び隣接する木津南地区の販売が収束に向かっており、今後も一定の宅地需要が見込まれることから「事業継続」 	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>もりおかみなみしんとし 盛岡南新都市地区 〔土地区画整理事業〕</p>	<p>岩手県 盛岡市</p>	<p style="text-align: center;">事業継続</p> <p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全区域にわたり事業展開しており、平成25年度には工事完了が確実に見込まれる。 ・地区内の大型商業施設や利便施設等の立地により整備効果が発現しているとともに、一般国道46号盛岡西バイパス等の関連する公共事業が着実に進められており、今後も軸状の都心形成と良好な市街地形成を進めていく必要がある。 ・宅地販売促進を含めて地元公共団体の事業協力が引き続き得られる。 <p>以上のことから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>

<p>いまぼりしんとし 今治新都市地区 〔土地区画整理事業〕</p>	<p>愛媛県 今治市</p>	<p style="text-align: center;">事業継続</p> <p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度工事完了に向けて事業が着実に進捗している。 ・今後の幹線道路ネットワーク整備による交通利便性の向上や大型商業施設等の高次都市機能の誘導による事業効果の発現が見込まれる段階にあり、今後とも一定の需要が見込まれる。 ・宅地の取得及び販売促進を含めて地元公共団体の事業協力が引き続き得られること、および民間事業者との一層の連携強化を図り宅地の販売促進に努めている。 <p style="text-align: center;">以上のことから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>ながおか 長岡ニュータウン地区 〔一般宅地造成事業〕</p>	<p>新潟県 長岡市</p>	<p style="text-align: center;">事業継続</p> <p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地の早期処分のために土地利用の見直しに取り組む等平成23年度工事完了に向けて事業が着実に進捗している。 ・国営公園の整備や地区内の利便施設等の立地により街の熟成の度合いを増しており今後とも一定の需要が見込まれる。 ・地元公共団体の事業協力が引き続き得られること、および民間事業者との一層の連携強化を図り販売促進に努めている。 <p style="text-align: center;">以上のことから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>いわきニュータウン地区 〔一般宅地造成事業〕</p>	<p>福島県 いわき市</p>	<p style="text-align: center;">事業継続</p> <p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地の早期処分のために団塊世代のUIターン需要に対応した大街区化に取り組む等平成23年度工事完了に向けて事業が着実に進捗している。 ・医者村や教育施設が充実する等街の熟成の度合いを増しており今後とも一定の需要が見込まれる。 ・地元公共団体との事業協力が引き続き得られること、および大街区化等による一括民間卸しへの引き合いもある。 <p style="text-align: center;">以上のことから「事業継続」</p>	<p>対応方針案のとおり</p>

あきたしんとし 秋田新都市地区 〔一般宅地造成事業〕	秋田県 秋田市	事業継続	対応方針案のと おり
		<p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地の早期処分のために平成17年度に国道13号北側の土地利用計画の変更に取り組む等平成22年度工事完了に向けて事業が着実に進捗している。 ・地区内の大型商業施設や利便施設等の立地により街の熟成の度合いを増しており今後とも一定の需要が見込まれる。 ・地元公共団体の事業協力が引き続き得られること、および民間事業者との一層の連携強化を図り販売促進に努めている。 <p>以上のことから「事業継続」</p>	

(2) 共通意見として事業評価監視委員会の意見

ニュータウン事業においては、厳しい市場環境を認識し、各地区ごとの需要動向を踏まえ柔軟な対応を行うこと。また、低炭素社会への寄与など社会的な要請に基づいた計画的な街づくりを行うことにより新しい需要を喚起するよう努めること。

(3) 事後評価実施事業の抽出

地区名	事業手法等	所在地
おおいづみがくえんえきまえ 大泉学園駅前	市街地再開発事業	東京都練馬区
しんとしん さいたま新都心	土地区画整理事業	埼玉県さいたま市
くめがわ 久米川	建替事業	東京都東村山市
こくりょうはっちょうめ 国領八丁目	住宅建設事業	東京都調布市

以 上

事業実施基準の検証結果とそれに対する委員会の評価

地 区 名	吹田操車場跡地地区																												
	所 在	大阪府吹田市芝田町、大阪府摂津市千里丘ほか																											
	事 業 手 法	土地区画整理事業、防災公園街区整備事業、居住環境整備事業																											
	地 区 面 積	約 23ha																											
	採 択 年 度	—																											
地 区 の 概 要	位置・交通条件	・ J R 東海道線岸辺駅徒歩約 3 分																											
	従 前 の 状 況	旧国鉄吹田操車場跡地（約 50ha）は、大阪駅の北東約 1 0 k m に位置し、昭和 59 年に機能が廃止された。現在、貨物軌道等があるほかは、遊休地となっている。大阪・梅田貨物駅機能が吹田に移転することになったため、南半分を操車場、北半分をまちづくり用地として設定。 【 用途地域等 】 準工業地域（200/60） 【 権利者数 】 土地所有者 1 3 名 【 土地利用状況 】 遊休地																											
	事 業 の 経 緯	平成 11 年 1 月 「梅田貨物駅の吹田操車場跡地への移転計画に関する基本協定」の締結 平成 17 年 3 月 吹田市・摂津市よりまちづくりに関する協力要請 平成 19 年 6 月 「まちづくり全体構想」の公表（まちづくり計画委員会策定） 平成 19 年 11 月 土地区画整理事業の施行要請 「吹田操車場跡地地区（仮称）の整備に関する基本協定」の締結 平成 20 年 7 月 土地区画整理事業・防災公園 都市計画決定 平成 20 年 9 月 土地売買契約締結																											
	そ の 他	—																											
	計 画 諸 元	（事業計画概要） 大規模操車場跡地の土地利用転換を図るため、土地区画整理事業により道路・交通広場等の基盤整備を実施するとともに、地区内の土地を取得し避難地として機能する防災公園の整備と生活支援機能等を有する良好な住宅市街地の整備を実施。 （土地利用計画）																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">公 共 用 地</td> <td>道路</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>緑地</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>防災公園</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">宅 地</td> <td>緑のふれあいゾーン</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>医療健康創生ゾーン</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>教育文化創生ゾーン</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>都市型居住ゾーン</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>墓地</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>13.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23.3</td> </tr> </tbody> </table>		面積 (ha)	公 共 用 地	道路	7.1	公園	0.7	緑地	0.8	防災公園	1.1	小計	9.7	宅 地	緑のふれあいゾーン	3.5	医療健康創生ゾーン	3.0	教育文化創生ゾーン	2.6	都市型居住ゾーン	4.3	墓地	0.2	小計	13.6	合計	23.3
	面積 (ha)																												
公 共 用 地	道路	7.1																											
	公園	0.7																											
	緑地	0.8																											
	防災公園	1.1																											
	小計	9.7																											
宅 地	緑のふれあいゾーン	3.5																											
	医療健康創生ゾーン	3.0																											
	教育文化創生ゾーン	2.6																											
	都市型居住ゾーン	4.3																											
	墓地	0.2																											
小計	13.6																												
合計	23.3																												

事業実施基準の適合状況	政策的意義及び民間のみでは実施困難な要因 民間のみでは実施困難な要因 地方公共団体の意向 地権者等の意向	<p>政策的意義</p> <p>基準細則第1条第1項第1号口（拠点形成）に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹田操車場跡地（約50ha）の北側半分（約23ha）のまちづくり用地について、平成19年6月に吹田操車場跡地まちづくり計画委員会（吹田市、摂津市、大阪府及び学識経験者等により構成）が策定した当地区の「まちづくり全体構想」に沿った、まちづくりを実現するため、吹田市・摂津市からの要請により低未利用地の土地利用転換を図る事業を実施するもの。機構は、「まちづくり全体構想」の実現に向け必要となる宅地整備及び道路・交通広場等の基盤整備を行い、地区内の土地を取得し、避難地として機能する防災公園の整備と利便性が高く、緑豊かで良好な居住環境を有する生活拠点の形成を図るもの。 <p>基準細則第1条第1項第1号ニ（安心・安全）に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の抱える高齢化や定住人口の確保等の課題に対応し、高齢者福祉・子育て支援等の生活支援施設、生活利便施設の誘致、避難地として機能する防災公園の整備等を行い、良好な住宅市街地の形成を図るもの。 	適合
		<p>民間のみでは実施困難な要因</p> <p>基準細則第1条第1項第2号イ（事業に内在するリスクが高い）に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 当地区は、大規模な土地利用転換を行うために基盤整備等の実施が必要であるため、事業期間が長期に亘るとともに、地権者が行う既設の貨物軌道の移設等との計画調整・工程調整が必要であることから、事業に内在するリスクが高く、民間事業者のみでは、実施困難。 <p>基準細則第1条第1項第2号ニ（公共性）に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者を的確に誘導し、計画的なまちづくりの実現、良好な都市型住宅等の供給を実現するため、吹田市、摂津市は、公的機関としての機構の参画を要望。 	適合
		<p>地方公共団体の意向</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹田市、摂津市は大規模な土地利用転換を図るため、機構に対し、まちづくりの推進のための協力を要請。 「まちづくり全体構想」に沿ったまちづくりの実現のため、機構に対し土地区画整理事業の施行要請及び防災公園の事業要請を行うとともに、良好な住宅市街地を形成するため、適切な民間誘導と、計画的な事業コントロールを期待し、機構に対して土地取得・事業協力を要請。 <p><要請文を受領></p>	適合
		<p>地権者等の意向</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹田操車場跡地地区における良好な市街地を形成するため、平成19年11月に大阪府、吹田市、摂津市、UR、鉄道機構、JR貨物の6者で、「吹田操車場跡地地区（仮称）の整備に関する基本協定」を締結。相互に協力し、当地区の整備を推進することや、機構による土地区画整理事業・防災公園街区整備事業の施行、地権者が吹田操車場跡地におけるまちづくり計画の実現に向け必要な土地を機構・公共団体に対して売却すること等が定められている。 従前の土地所有者は、当協定に基づき、良好なまちづくりの実現のため、機構に土地を売却することに同意している。 <p><同意文を地権者から受領></p>	適合

	事業の採算性	・事業実施に伴う想定キャッシュフローの正味現在価値及び事業収支はともに適正に確保されている。	適合
	適切な民間誘導	・機構は、吹田市、摂津市との調整を図り、街区の開発方針、供給計画を策定。地区内の整備敷地の処分にあたっては、計画条件等を設定し、民間事業者を公募により決定し、民間事業者による建物整備を誘導する。	適合
検証結果		<input checked="" type="radio"/> 適合・ <input type="radio"/> 不適合（いずれかに○）	



上記検証結果に対する事業評価監視委員会の評価	都市再生事業の実施基準に即し、適切に検証が行われている。なお、当地区の計画策定にあたっては、地域全体と連携したまちづくりに配慮すること。
------------------------	--

吹田操車場跡地地区

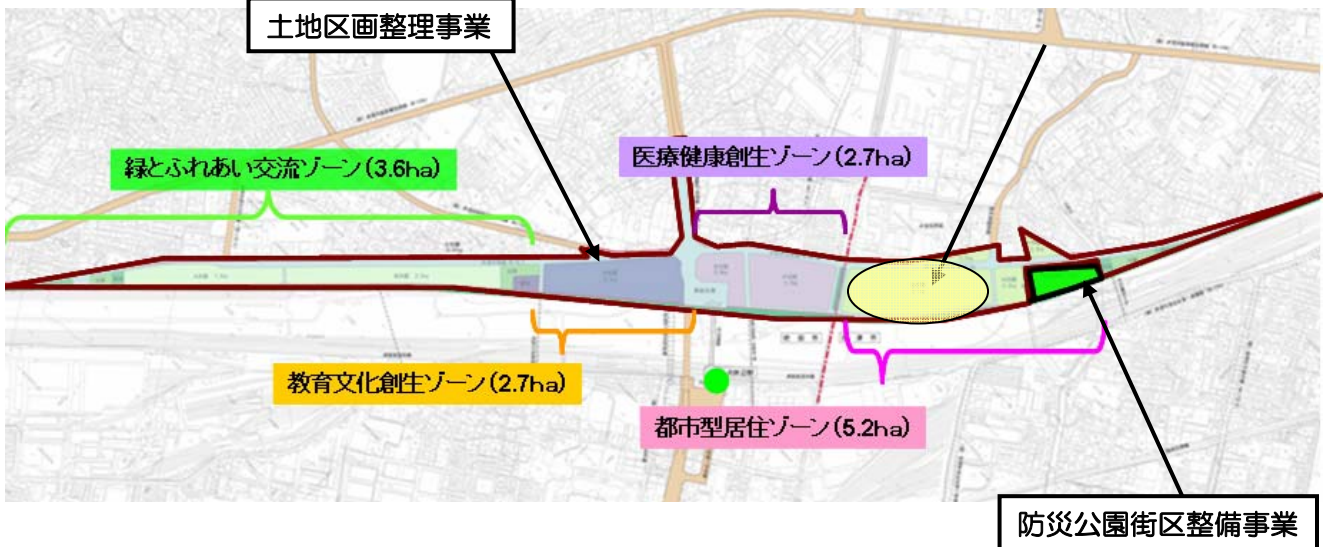
位置図



区域図

【換地後】

住環境整備事業
約 1.7ha (換地後面積)



平成20年度 第1回事業評価監視委員会

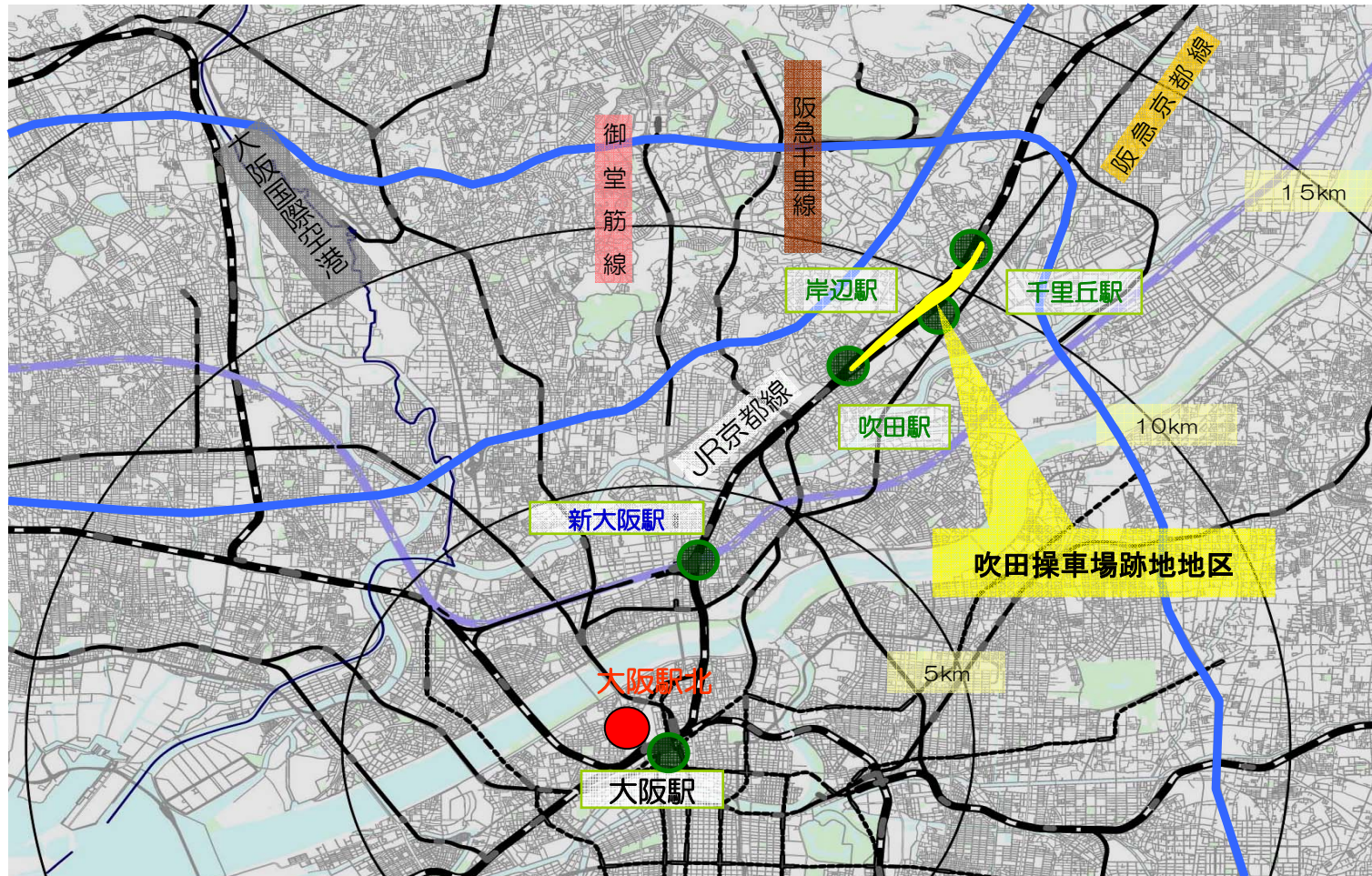
都市再生事業実施基準
検証結果

吹田操車場跡地地区

平成20年10月14日

独立行政法人都市再生機構

現況-位置図



現況-区域図



経緯

- S59. 2 ● 吹田操車場廃止
- H11. 1 ● 梅田貨物駅機能の1/2を吹田に移転すること、跡地をまちづくり用地とすることを定めた「梅田貨物駅の吹田操車場跡地への移転計画に関する基本協定」を締結（5者：府、吹田市、摂津市、旧鉄建公団、JR貨物）
- H17. 3 ● 吹田市、摂津市から都市機構に対し、まちづくりに関する協力要請
- H19. 6 ● 「吹田操車場跡地まちづくり全体構想」公表（まちづくり計画委員会）
- H19. 11 ● 府、吹田市、摂津市より都市機構に土地区画整理事業の施行要請
- H19. 11 ● まちづくり計画を実現し、良好な市街地整備を行うため関係者間で「吹田操車場跡地地区（仮称）の整備に関する基本協定」を締結（6者：府、吹田市、摂津市、UR、鉄道機構、JR貨物）
- H20. 7 ● 土地区画整理事業・防災公園 都市計画決定
- H20. 9 ● 土地売買契約締結

吹田操車場跡地地区の機構事業の取組み

土地区画整理事業：
基盤の整備
拠点機能の整備

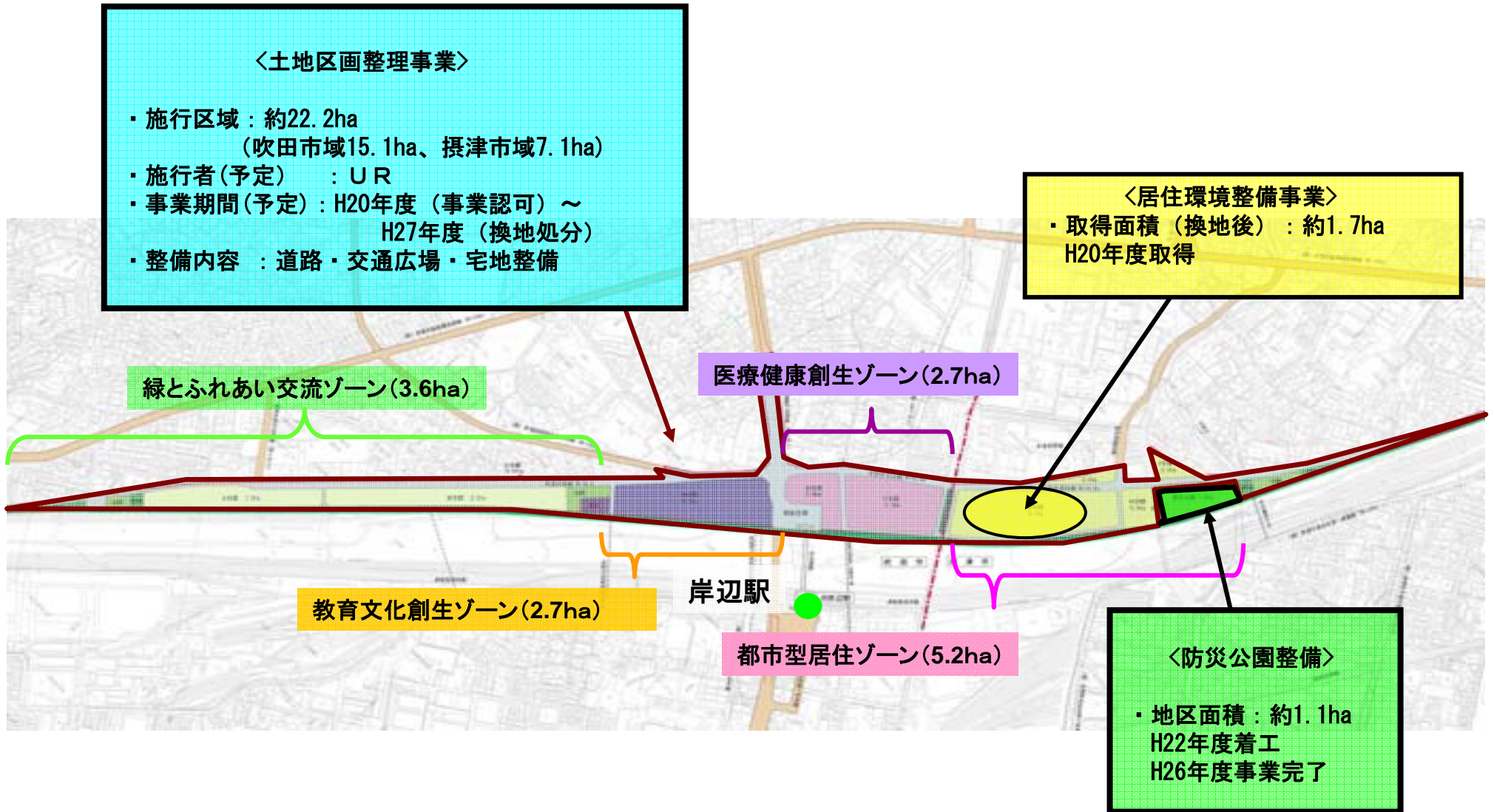
居住環境整備事業：
良好な住宅地の整備

防災公園整備：
防災機能の向上

全体計画の策定、各ゾーン・街区の
機能連携を図り、民間誘導を実施

機構の総合力を活かした一体的なまちづくりの実現

吹田操車場跡地 地区事業概要



都市居住ゾーンにおける機構事業の取組み

摂津市の地域課題に対応した取組み方針

○10年間で人口2.7%減、特に18歳以下の人口は16.7%減

⇒ 定住人口の確保：良質な住宅ストックの供給と子育て支援施設の導入

○10年間で65歳以上の高齢者が増加し、特に高齢者世帯が約1.9倍に急増

⇒ 高齢化対応：医療健康創生ゾーンに導入される施設と連携した高齢者施設の導入

○徒歩圏内での生活利便施設や公共サービス等の提供施設が少ない

⇒ 生活利便性の向上：暮らしを支える生活利便施設の導入



まちづくり全体構想等に沿った都市型居住ゾーンにおいて、定住人口の確保、高齢化対応、生活利便性の向上に対応した良質な住宅ストックの形成

事業実施基準との適合

○政策的意義及び民間のみでは実施困難な要因①

政策的意義	<p>【都市構造の転換・土地利用転換等による拠点形成に該当 （基準細則第1条第1項1号ロ）】</p> <p>○吹田操車場跡地（約50ha）の北側半分（約23ha）のまちづくり用地について、平成19年6月に吹田操車場跡地まちづくり計画委員会（吹田市、摂津市、大阪府及び学識経験者等により構成）が策定した当地区の「まちづくり全体構想」に沿った、まちづくりを実現するため、吹田市・摂津市からの要請により低未利用地の土地利用転換を図る事業を実施するもの。機構は、「まちづくり全体構想」の実現に向け必要となる宅地整備及び道路・交通広場等の基盤整備を行い、地区内の土地を取得し、避難地として機能する防災公園の整備と利便性が高く、緑豊かで良好な居住環境を有する生活拠点の形成を図るもの。</p> <p>【安全・安心で暮らせるまちづくり、市街地整備の環境改善に該当 （基準細則第1条第1項1号ニ）】</p> <p>○地域の抱える高齢化や定住人口の確保等の課題に対応し、高齢者福祉・子育て支援等の生活支援施設、生活利便施設の誘致、避難地として機能する防災公園の整備等を行い、良好な住宅市街地の形成を図るもの。</p>	適合
-------	---	----

事業実施基準との適合

○政策的意義及び民間のみでは実施困難な要因②

<p>民間のみ では実施困難 な要因</p>	<p>【民間のみでは実施するには、事業に内在するリスクが高いに該当 （基準細則第1条第1項2号イ）】</p> <p>○当地区は、大規模な土地利用転換を行うために基盤整備等の実施が必要 であるため、事業期間が長期に亘るとともに、地権者が行う既設の貨物軌 道の移設等との計画調整・工程調整が必要であることから、事業に内在す るリスクが高く、民間事業者のみでは、実施困難。</p> <p>【公的機関としての公共性を求められるに該当 （基準細則第1条第1項2号ニ）】</p> <p>○民間事業者を的確に誘導し、計画的なまちづくりの実現、良好な都市型住 宅等の供給を実現するため、吹田市、摂津市は、公的機関としての機構の 参画を要望。</p>	<p>適合</p>
<p>地方公共団体 の意向</p>	<p>○吹田市、摂津市は大規模な土地利用転換を図るため、機構に対し、まちづ くりの推進のための協力を要請。</p> <p>○「まちづくり全体構想」に沿ったまちづくりの実現のため、機構に対し土地 区画整理事業の施行要請及び防災公園の事業要請を行うとともに、良好な住 宅市街地を形成するため、適切な民間誘導と、計画的な事業コントロール を期待し、機構に対して土地取得・事業協力を要請。＜要請文を受領＞</p>	<p>適合</p>

事業実施基準との適合

○事業の採算性及び適切な民間誘導①

<p>地権者等の意向</p>	<p>○吹田操車場跡地地区における良好な市街地を形成するため、平成19年11月に大阪府、吹田市、摂津市、UR、鉄道機構、JR貨物の6者で、「吹田操車場跡地地区(仮称)の整備に関する基本協定」を締結。相互に協力し、当地区の整備を推進することや、機構による土地区画整理事業・防災公園街区整備事業の施行、地権者が吹田操車場跡地におけるまちづくり計画の実現に向け必要な土地を機構・公共団体に対して売却すること等が定められている。</p> <p>○従前の土地所有者は、当協定に基づき、良好なまちづくりの実現のため、機構に土地を売却することに同意している。 <同意文を地権者から受領></p>	<p>適合</p>													
<p>事業の採算性</p>	<p>事業実施に伴う想定キャッシュフローの正味現在価値及び事業収支はともに適正に確保されている。</p> <p>○キャッシュフロー（利払い前）</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20～22年度</th> <th>23～25年度</th> <th>26～28年度</th> <th>29～74年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支出</td> <td colspan="5" rowspan="2" style="background-color: #c8e6c9; text-align: center; vertical-align: middle;">公表対象外</td> </tr> <tr> <td>収入</td> </tr> </tbody> </table> <p>○機構版NPV 公表対象外</p> <p>○事業収支（敷地譲渡） 公表対象外</p>		20～22年度	23～25年度	26～28年度	29～74年度	合計	支出	公表対象外					収入	<p>適合</p>
	20～22年度	23～25年度	26～28年度	29～74年度	合計										
支出	公表対象外														
収入															

事業実施基準との適合

○事業の採算性及び適切な民間誘導②

適切な 民間誘導	○機構は、吹田市、摂津市との調整を図り、街区の開発方針、供給計画を策定。地区内の整備敷地の処分にあたっては、計画条件等を設定し、民間事業者を公募により決定し、民間事業者による建物整備を誘導する。	適合
検証結果	適 合	

地 区 名	所 在	八尾市南木の本三丁目地区								
	事 業 手 法	大阪府八尾市南木の本三丁目1番地外								
	地 区 面 積	防災公園街区整備事業								
	採 択 年 度	21,770㎡								
		—								
地 区 の 概 要	位 置 ・ 交 通 条 件	大阪市営地下鉄谷町線八尾南駅から近鉄バス6分 「了意橋」停留所徒歩1分								
	従 前 の 状 況	【用途地域等】 第1種住居地域(60/200) 【権利者数】 権利者総数1名(土地所有者) 【土地利用状況】 府立高等学校跡地(グラウンド、体育館、屋外プール)								
	事 業 の 緯 経	平成 20 年 1 月 事業要請(市⇒都市機構) 平成 20 年 2 月 公園直接施行同意申請 平成 20 年 3 月 市議会議決(公園直接施行、公園設置区域公告、債務負担) 平成 20 年 3 月 基本協定締結(市)、土地取得契約 平成 20 年 11 月 公園都市計画決定(予定) 平成 21 年 3 月 公園都市計画事業承認(予定)								
	そ の 他									
計 画 諸 元	<p>○事業計画概要</p> <p>災害時に、一時避難地として機能する防災公園の整備、救援拠点の敷地整備(既存体育館の機能強化)及び緊急車両のアクセス性向上のための市道の新設・拡幅等を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>現 行 計 画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備面積</td> <td>21,770 ㎡</td> </tr> <tr> <td>用 途</td> <td>・防災公園 ・体育館(救援拠点) ・市道</td> </tr> <tr> <td>備考:防災公園の整備効果</td> <td>一人当たり有効避難面積 0 ㎡/人→3.88 ㎡/人</td> </tr> </tbody> </table>		事 項	現 行 計 画	整備面積	21,770 ㎡	用 途	・防災公園 ・体育館(救援拠点) ・市道	備考:防災公園の整備効果	一人当たり有効避難面積 0 ㎡/人→3.88 ㎡/人
事 項	現 行 計 画									
整備面積	21,770 ㎡									
用 途	・防災公園 ・体育館(救援拠点) ・市道									
備考:防災公園の整備効果	一人当たり有効避難面積 0 ㎡/人→3.88 ㎡/人									

事業実施基準の適合状況	政策的意義及び民間のみでは実施困難な要因	<p>政策的意義</p> <p>基準細則第1条第1項第1号ニ(安心・安全)に該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八尾市の地域防災計画においては、災害時に市民が一時的に避難できる公園等を一時避難地として整備することとされているが、当地区の近隣には、災害時に市民が一時的に避難できる避難場所がないことから、本事業は、避難地として機能する防災公園の整備と災害時の救援拠点形成のための市街地整備を一体的に行うことで、地域の防災機能の強化を図ることを目的に実施。 ・防災公園は、整備後に地域防災計画において一時避難地として位置付けられる予定。 ・市街地部分は、災害時の救援拠点として機能するよう、食糧や飲料水等を蓄える備蓄倉庫を備えた体育館の敷地整備及び大阪八尾線(当地区の東側に位置する広域緊急交通路)から体育館までの緊急車両のアクセス性向上のための市道新設・拡幅等を実施。 	適合
	民間のみでは実施困難な要因	<p>基準細則第1条第1項第2号ホ(施行権能)に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、「地域の防災機能の早期強化という政策課題に対応するため、防災公園を機構の防災公園街区整備事業制度を活用して整備したい」という八尾市の発意のもと、国への事業化要望が行われた後、機構が国からの事業化要望の通知をもとに検討を開始。平成20年1月の八尾市からの事業要請を受け、機構として事業化を決定したものの。 ・市街地部分の災害時の救援拠点としての整備と合わせ大規模な公共施設である防災公園の整備が必要であることから、機構が有する施行権能に基づき事業を行うことが合理的である(なお市街地部分も八尾市に公共施設用地として譲渡)。 	適合
	地方公共団体の意向	防災公園街区整備事業の実施についての要請書を八尾市から受領	適合
	地権者等の意向	<p>基準細則第1条第2項第2号(公共団体からの土地譲渡)の規定により確認不要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者である大阪府との間で、防災公園用途としての府有地の譲渡について確認書を締結。 	適合
	事業の採算性	事業実施に伴う想定キャッシュフローの正味現在価値及び事業収支はともに適正に確保。	適合
	適切な民間誘導	<p>基準細則第3条第2項第2号(公共団体への土地譲渡)の規定により確認不要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請のあった地方公共団体へ防災公園部分及び市街地部分の譲渡を行うため。 	適合
	検証結果	(適合)・不適合(いずれかに○)	



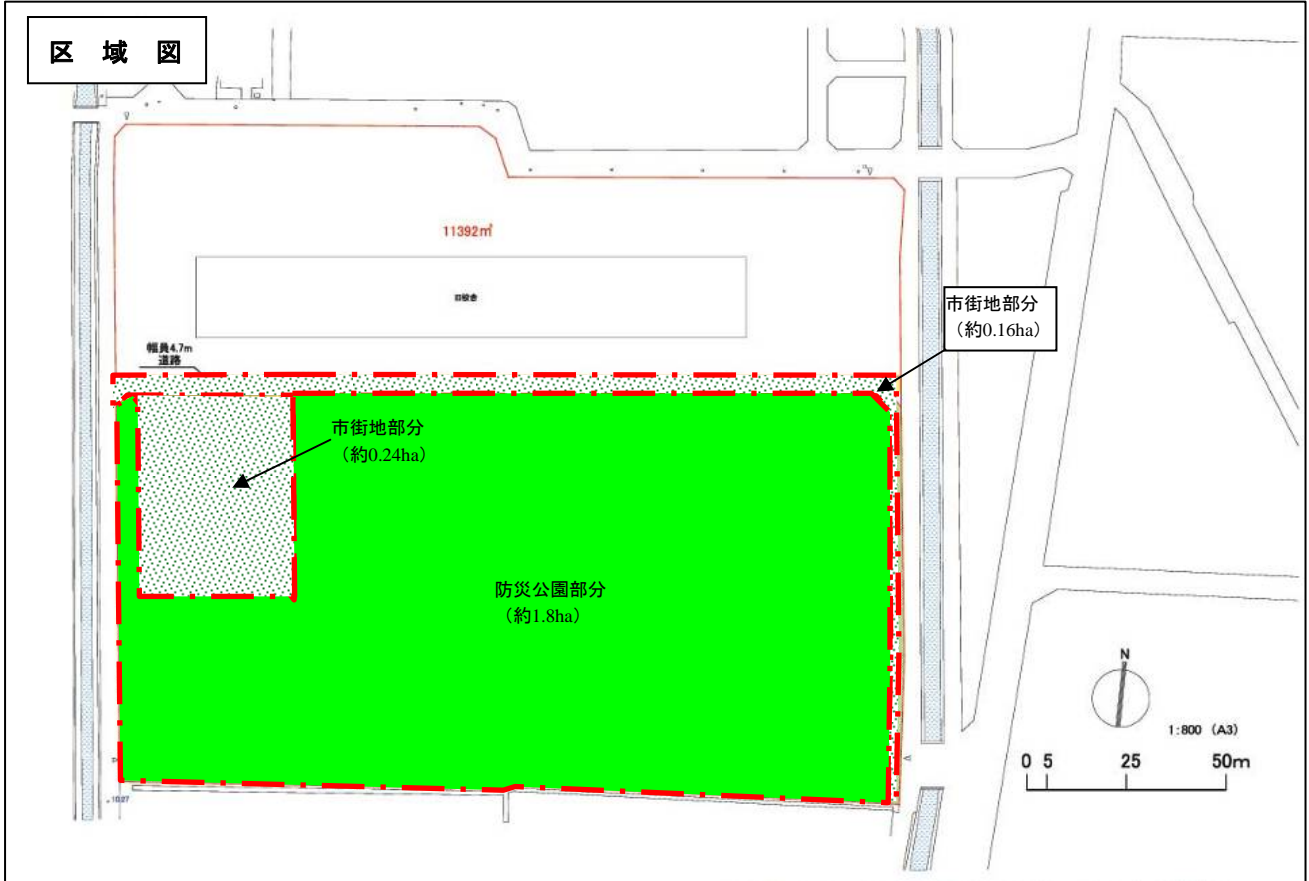
上記検証結果に対する事業評価監視委員会の評価	都市再生事業の実施基準に即し、適切に検証が行われている。
------------------------	------------------------------

八尾市南木の本三丁目地区 [防災公園街区整備事業]

位置図



区域図



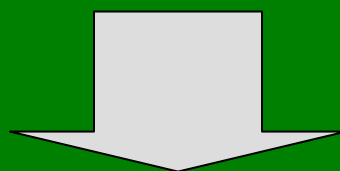
平成20年度 第1回事業評価監視委員会
都市再生事業実施基準検証結果

八尾市南木の本三丁目地区

平成20年10月14日

独立行政法人都市再生機構

防災公園街区整備事業



地方公共団体からの要請を受け、法第11条第1項第7号の規定に基づく防災公園の整備と法第11条第1項第1号から第3号までの規定に基づく周辺の市街地の整備改善を一体的に行い、都市の防災機能の向上を図る事業。

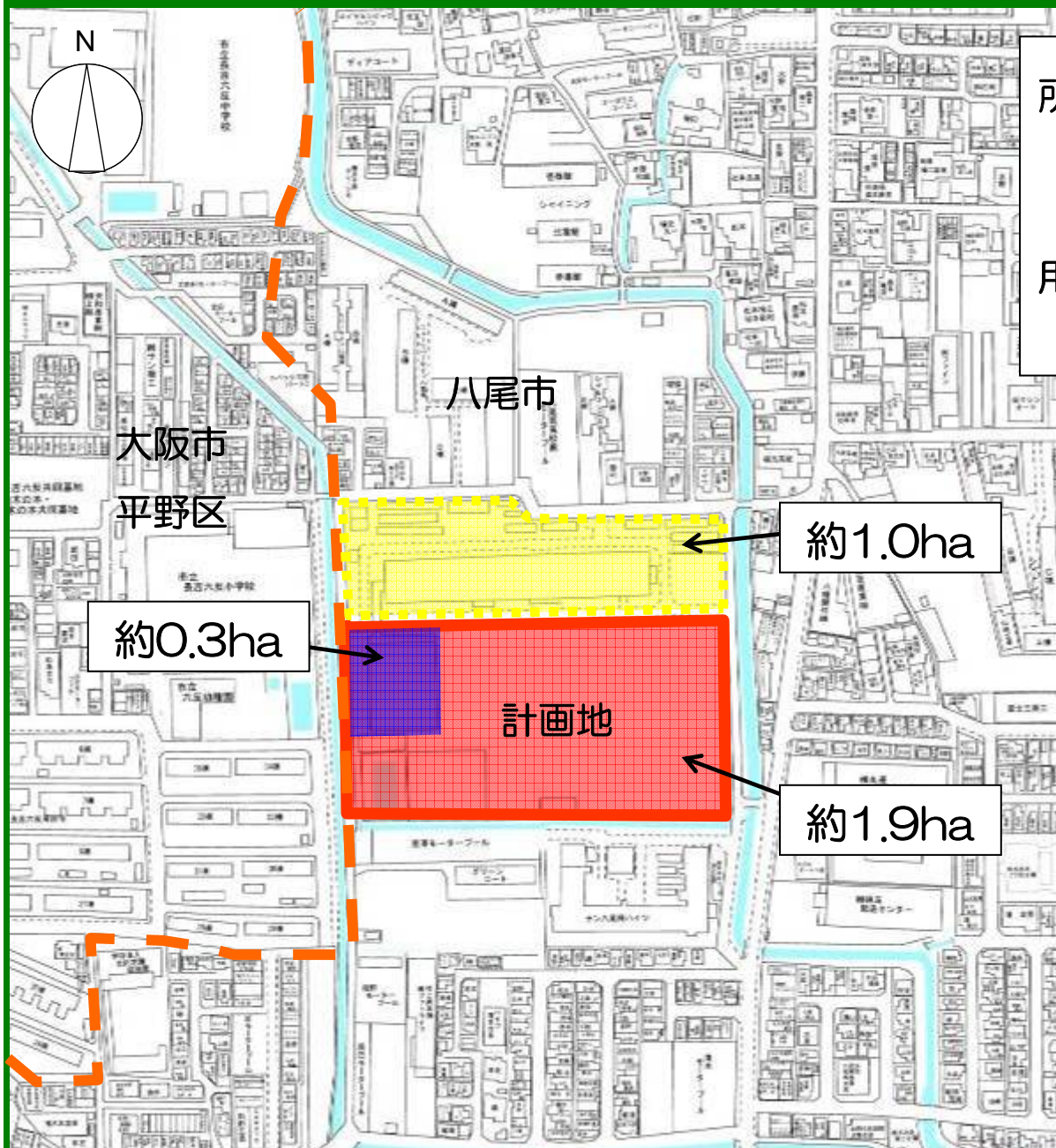
位置図

八尾市南木の本三丁目地区



区域図

八尾市南木の本三丁目地区



所在地

八尾市南木の本三丁目1番外
 大阪市営地下鉄谷町線「八尾南」駅
 バス約6分、徒歩1分

用途地域

第一種住居地域 (60/200)

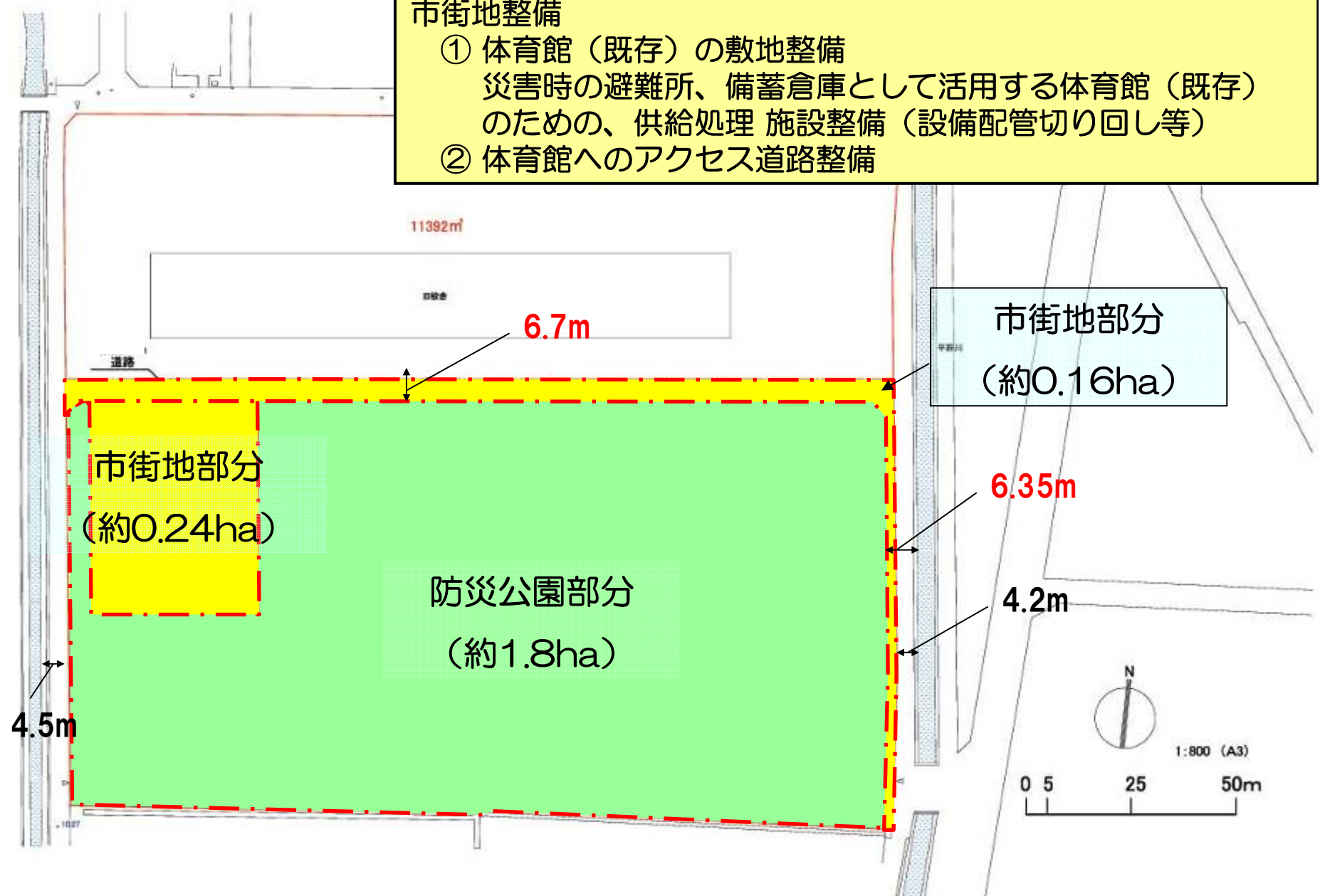
旧用途：大阪府立八尾南高校
 (H16.3 閉校)
 所有者：大阪府

<現況>

校舎用地	約1.0ha	民間売却
グラウンド	約1.9ha	防災公園
体育館用地	約0.3ha	市街地
計	約3.2ha	

市街地整備

- ① 体育館（既存）の敷地整備
災害時の避難所、備蓄倉庫として活用する体育館（既存）のための、供給処理 施設整備（設備配管切り回し等）
- ② 体育館へのアクセス道路整備



年 月	項 目
H20. 1	事業要請（市→機構）
H20. 3	基本協定締結（機構・市） 市議会議決（債務負担・直接施行・区域公告） 土地取得
H20. 11	公園都市計画決定（予定）
H20年度	公園都市計画事業承認
H21年度	体育館敷地整備完了・引渡し
H22年度	道路部分整備完了・引渡し
H24年度	公園開園・事業完了

事業実施基準との適合①

○政策的意義

【安全で安心して暮らせるまちづくり・公園等による防災機能の強化に該当(基準細則第1条第1項第1号二)】

政策的意義

- 八尾市の地域防災計画においては、災害時に市民が一時的に避難できる公園等を一時避難地として整備することとされているが、当地区の近隣には、災害時に市民が一時的に避難できる避難場所がないことから、本事業は、避難地として機能する防災公園の整備と災害時の救援拠点形成のための市街地整備を一体的に行なうことで、地域の防災機能の強化を図ることを目的に実施。
- 防災公園は、整備後に地域防災計画において一時避難地として位置付けられる予定。
- 市街地部分は、災害時の救援拠点として機能するよう、食料や飲料水等を蓄える備蓄倉庫を備えた体育館の敷地整備及び大阪八尾線(当地区の東側に位置する広域緊急交通路)から体育館までの緊急車両のアクセス性向上のための市道新設・拡幅等を実施。

適合

事業実施基準との適合②

○民間のみでは実施困難な要因

<p>民間のみでは 実施困難な 要因</p>	<p>【機構が有する施行権能に基づき事業を行うことが合理的に該当(基準細則第1条第1項第2号ホ)】</p> <p>○本事業は、「地域の防災機能の早期強化という政策課題に対応するため、防災公園を機構の防災公園街区整備事業制度を活用して整備したい」という八尾市の発意のもと、国への事業化要望が行われた後、機構が国からの事業化要望の通知をもとに検討を開始。平成20年1月の八尾市からの事業要請を受け、機構として事業化を決定したものの。</p> <p>○市街地部分の災害時の救援拠点としての整備と合わせ大規模な公共施設である防災公園の整備が必要であることから、機構が有する施行権能に基づき事業を行うことが合理的である(なお市街地部分も八尾市に公共施設用地として譲渡)。</p>	<p>適合</p>
--------------------------------	--	-----------

事業実施基準との適合③

○地方公共団体・地権者等の意向

地方公共団体の意向	○防災公園街区整備事業の実施についての要請書を八尾市から受領。	適合
地権者等の意向	【国又は地方公共団体が所有地の機構への譲渡を妥当であると判断した場合に該当（基準細則第1条第2項第2号）】 ○土地所有者である大阪府との間で、計画地を防災公園用途とする府有地譲渡についての確認書を取交し済み。	適合

事業実施基準との適合④

○事業の採算性及び適切な民間誘導

<p>事業の採算性</p>	<p>事業実施に伴う想定キャッシュフローの正味現在価値及び事業収支は、ともに適正に確保されている。</p> <p>○NPV 公表対象外 ○事業収支 公表対象外</p> <p>○キャッシュフロー (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1084 683 1839 946"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td colspan="4" rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">公表対象外</td> </tr> <tr> <td>支出</td> </tr> </tbody> </table>		H20	H21	H22	合計	収入	公表対象外				支出	<p>適合</p>
	H20	H21	H22	合計									
収入	公表対象外												
支出													
<p>適切な民間誘導</p>	<p>【機構法等の規定に基づき、国又は地方公共団体へ土地等を譲渡する場合に該当 (基準細則第3条第2項第2号)】</p> <p>○要請のあった地方公共団体へ防災公園部分及び市街地部分の譲渡を行うため。</p>	<p>適合</p>											
<p>検証結果</p>	<p>適合</p>												

【別紙 3】

再評価実施事業の対応方針

地区名	事業手法等	対応方針
浦和東部第二	特定土地区画整理事業	事業継続
岩槻南部新和西	特定土地区画整理事業	事業継続
葛城	一体型特定土地区画整理事業	事業継続
萱丸	一体型特定土地区画整理事業	事業継続
葛城・萱丸	住宅市街地盤整備事業補助	事業継続
物井	特定土地区画整理事業	事業継続
千葉北部	新住宅市街地開発事業	事業継続
千葉北部（5 駅圏広場）	住宅市街地盤整備事業補助	事業継続
千葉北部（7 駅圏広場）	住宅市街地盤整備事業補助	事業継続
千葉北部（7 駅圏電気等）	住宅市街地盤整備事業補助	事業継続
千葉北部（1～3 駅圏道路）	住宅市街地盤整備事業補助	事業継続
千葉北部（8 駅圏道路）	住宅市街地盤整備事業補助	事業継続
千葉北部（8 駅圏下水道）	住宅市街地盤整備事業補助	事業継続
千葉北部（8 駅圏広場）	住宅市街地盤整備事業補助	事業継続
千葉北部（8 駅圏電気等）	住宅市街地盤整備事業補助	事業継続
千葉北部（県道船橋印西線）	住宅市街地盤整備事業補助	事業継続
千葉北部（街路3・1・1、3・1・2）	住宅市街地盤整備事業補助	事業継続
千葉北部（街路3・1・1、3・1・2）	住宅市街地盤整備事業補助	事業継続
千葉北部（街路3・3・4、3・3・5）	住宅市街地盤整備事業補助	事業継続
千葉北部（街路3・3・6）	住宅市街地盤整備事業補助	事業継続
千葉北部（神崎川）	住宅市街地盤整備事業補助	事業継続
千葉北部（亀成川）	住宅市街地盤整備事業補助	事業継続
千葉北部（大森川）	住宅市街地盤整備事業補助	事業継続
宇都宮テクノポリスセンター	土地区画整理事業	事業継続
中根・金田台	特定土地区画整理事業	事業継続
名塩	新住宅市街地開発事業	事業継続

木津中央	特定土地区画整理事業	事業継続
盛岡南新都市	土地区画整理事業	事業継続
今治新都市	土地区画整理事業	事業継続
長岡ニュータウン	一般宅地造成事業	事業継続
いわきニュータウン	一般宅地造成事業	事業継続
秋田新都市	一般宅地造成事業	事業継続

以 上